

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

目次

第1章 建設（第1条）

第2章 総務（第2条）

附則

第1章 建設

第1条 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 (3) ア 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。 <u>イからキまで</u> 及び都市の低炭素化の促進に關	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 (3) ア 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。 <u>イからカまで</u> 及び都市の低炭素化の促進に關

る法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)の項1(3)において同じ。)が300㎡以下のもの
10,000円

イ 床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以下のもの
19,000円

ウ 床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの
31,000円

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

2

(3)

イ 床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以下のもの

る法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)の項1(3)において同じ。)が300㎡以下のもの
10,000円

イ 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの
31,000円

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

2

(3)

の
145,000円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡を
超え2,000
㎡以下の
もの
192,000円

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

(4)

イ 床面積
の合計が
300㎡を超
え1,000㎡
以下のも
の
317,000円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡を
超え2,000
㎡以下の
もの
412,000円

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

(5)

イ 床面積
の合計が
300㎡を超
え1,000㎡
以下のも
の
118,000円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡を
超え2,000
㎡以下の

イ 床面積
の合計が
300㎡を超
え2,000㎡
以下のも
の
192,000円

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

(4)

イ 床面積
の合計が
300㎡を超
え2,000㎡
以下のも
の
412,000円

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

(5)

イ 床面積
の合計が
300㎡を超
え2,000㎡
以下のも

		もの 158,000円 <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略)
(略)	(略)	(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1 (3) <u>イ</u> 床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以下のもの 9,500円 <u>ウ</u> 床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの 15,500円 <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略)
		2 (3) <u>イ</u> 床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以下のもの 72,500円 <u>ウ</u> 床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの 96,000円 <u>エ</u> (略)

		の 158,000円 <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略)
(略)	(略)	(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1 (3) <u>イ</u> 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの 15,500円 <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略)
		2 (3) <u>イ</u> 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの 96,000円 <u>ウ</u> (略)

		<p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(4)</p> <p>イ 床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以下のもの 158,500円</p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000㎡</u>を超え2,000㎡以下のもの 206,000円</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(5)</p> <p>イ 床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以下のもの 59,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000㎡</u>を超え2,000㎡以下のもの 79,000円</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p>
(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性	建築物エネルギー	1 建築物のエネルギー消費

		<p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(4)</p> <p>イ 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの 206,000円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(5)</p> <p>イ 床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以下のもの 79,000円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>
(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性	建築物エネルギー	1 建築物のエネルギー消費

能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

消費性能適合性判定手数料

性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1)

イ 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの
19,000円

ウ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの
31,000円

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

(2)

イ 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未

能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

消費性能適合性判定手数料

性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1)

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
31,000円

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

(2)

満のもの
9,500円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡以
上2,000㎡
未満のも
の
15,500円

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

2

(1)

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
1,000㎡未
満のもの
334,000
円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡以
上2,000㎡
未満のも
の
432,000円

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

(2)

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
1,000㎡未
満のもの
130,000
円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡以

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
15,500
円

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

2

(1)

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
432,000
円

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

(2)

イ 床面積
の合計が
300㎡以上

上2,000㎡
未満のもの
の
171,000円

エ (略)
オ (略)
カ (略)
キ (略)

3

(1)

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
1,000㎡未
満のもの
167,000
円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡以
上2,000㎡
未満のもの
の
216,000円

エ (略)
オ (略)
カ (略)
キ (略)

(2)

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
1,000㎡未
満のもの
65,000
円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡以
上2,000㎡
未満のもの
の
85,500円

エ (略)

2,000㎡未
満のもの
171,000
円

ウ (略)
エ (略)
オ (略)
カ (略)

3

(1)

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
216,000
円

ウ (略)
エ (略)
オ (略)
カ (略)

(2)

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
85,500
円

ウ (略)

		<p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p>			<p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第34条</u>第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第35条</u>第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(2)</p> <p>ア 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。イからエまで、2(2)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第36条</u>第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第29条</u>第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第30条</u>第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(2)</p> <p>ア 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。イからエまで、2(2)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第31条</u>第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に</p>

対する審査(次項に規定する審査を除く。)の項1(2)及び2(2)並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項1(2)、2(2)及び3(2)において同じ。)が300㎡未満のもの
11,000円

(3)

イ 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの
19,000円

ウ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡

対する審査(次項に規定する審査を除く。)の項1(2)及び2(2)並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項1(2)、2(2)及び3(2)において同じ。)が300㎡未満のもの
11,000円

(3)

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未

		未満のもの の 31,000円 <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略)			満のもの 31,000 円 <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略)	
		3 (2) 床面積 の合計が300 ㎡以上1,000 ㎡未満のも の 334,000 円 (3) 床面積 の合計が <u>1,000㎡</u> 以上 2,000㎡未満 のもの 432,000円 <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)		3 (2) 床面積 の合計が <u>300</u> <u>㎡</u> 以上2,000 ㎡未満のも の 432,000 円 <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)		
		4 (2) 床面積 の合計が300 ㎡以上1,000 ㎡未満のも の 130,000 円 (3) 床面積 の合計が <u>1,000㎡</u> 以上 2,000㎡未満 のもの 171,000円 <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)		4 (2) 床面積 の合計が <u>300</u> <u>㎡</u> 以上2,000 ㎡未満のも の 171,000 円 <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)		
建築物のエネルギー消費性の向上に関	建築基準関係規定適合の審	前項に規定する合算して得た金額に、次の1に定		建築物のエネルギー消費性の向上に関	建築基準関係規定適合の審	前項に規定する合算して得た金額に、次の1に定

する法律**第34条**第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法**第35条**第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

める額を加算し、次の2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算して得た金額

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第36条**第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第34条**第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項手数料の額の欄に定める額とする。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第35条**第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める

する法律**第29条**第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法**第30条**第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

める額を加算し、次の2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算して得た金額

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第31条**第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第29条**第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項手数料の額の欄に定める額とする。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第30条**第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める

ものが提出された場合

(3)

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
1,000㎡未
満のもの
9,500円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡以
上2,000㎡
未満のも
の
15,500円

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

3

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上1,000
㎡未満のも
の 167,000
円

(3) 床面積
の合計が
1,000㎡以上
2,000㎡未満
のもの
216,000円

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

4

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上1,000
㎡未満のも
の 65,000
円

ものが提出された場合

(3)

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
15,500
円

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

3

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上2,000
㎡未満のも
の 216,000
円

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4

		<p>(3) 床面積の合計が <u>1,000㎡</u>以上2,000㎡未満のもの 85,500円</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>			<p>(2) 床面積の合計が <u>300㎡</u>以上2,000㎡未満のもの 85,500円</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第36条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法 <u>第35条</u> 第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第34条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法 <u>第35条</u> 第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄1の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第34条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法 <u>第35条</u> 第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第31条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法 <u>第30条</u> 第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第29条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法 <u>第30条</u> 第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄1の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第29条</u> 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法 <u>第30条</u> 第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は

		3に定める額を更に加算して得た金額			3に定める額を更に加算して得た金額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	1 (3) イ 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの 31,000円 エ (略) オ (略) カ (略) キ (略)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	1 (3) イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 31,000円 ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略)
		4 (2) 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの 334,000円 (3) 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの 432,000円 (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)			4 (2) 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 432,000円 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)
		5 (2) 床面積の合計が300㎡以上1,000			5

		<p>㎡未満のもの の 130,000 円</p> <p>(3) 床面積 の合計が <u>1,000㎡</u>以上 2,000㎡未満 のもの 171,000円</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>			<p>(2) 床面積 の合計が<u>300</u> <u>㎡</u>以上2,000 ㎡未満のも の 171,000 円</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第34条</u>第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法<u>第35条</u>第1項の認定又は同法<u>第36条</u>第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(2) 床面積 の合計が300 ㎡以上1,000 ㎡未満のも の 9,500円</p> <p>(3) 床面積 の合計が <u>1,000㎡</u>以上 2,000㎡未満</p>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第29条</u>第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法<u>第30条</u>第1項の認定又は同法<u>第31条</u>第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(2) 床面積 の合計が<u>300</u> <u>㎡</u>以上2,000 ㎡未満のも</p>

	<p>のもの 15,500円 <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)</p>		<p>の 15,500 円 <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)</p>
	<p>2 (2) 床面積 の合計が300 ㎡以上1,000 ㎡未満のも の 167,000 円 <u>(3)</u> 床面積 の合計が <u>1,000㎡</u>以上 2,000㎡未満 のもの 216,000円 <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)</p>		<p>2 <u>(2)</u> 床面積 の合計が<u>300</u> <u>㎡</u>以上2,000 ㎡未満のも の 216,000 円 <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)</p>
	<p>3 (2) 床面積 の合計が300 ㎡以上1,000 ㎡未満のも の 65,000 円 <u>(3)</u> 床面積 の合計が <u>1,000㎡</u>以上 2,000㎡未満 のもの 85,500円 <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)</p>		<p>3 <u>(2)</u> 床面積 の合計が<u>300</u> <u>㎡</u>以上2,000 ㎡未満のも の 85,500 円 <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)</p>

第2章 総務

第2条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	1件につき 300円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する民間端末機により 住民票又は戸籍の附票 の写しの交付を受ける場合については、1件につき 200円）	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	1件につき 300円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する民間端末機により 住民票 の写しの交付を受ける場合については、1件につき 200円）

附 則

(施行期日)

- この条例中第1条及び次項の規定は令和3年4月1日から施行し、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の春日部市手数料条例別表第2の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。